

2021年5月16日(日)

第71回日本西洋史学会大会

自由論題報告 近世史部会 第5報告

「国制・帝国統治改革」としての奴隷制廃止運動の再検討
——グランヴィル・シャープの活動を軸に——

細口 泰宏
青山学院大学非常勤講師
turtle@rapid.ocn.ne.jp

●はじめに

2007年：奴隷貿易廃止法（An Act for the Abolition of the Slave Trade）成立200周年
→奴隷制廃止運動（Abolitionism, or abolition of slavery）に関する研究の興隆

○グランヴィル・シャープ（Granville Sharp, 1735-1813、以後シャープ）

……奴隷制廃止運動家（abolitionist）の中心人物の一人

その活動

- ・1760年代末から反奴隷制活動（主として法廷闘争）に従事
- ・アメリカ植民地との紐帯維持を最後まで模索
- ・奴隷貿易廃止運動協会（Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade）¹議長
- ・シエラレオネ（Sierra Leone）植民地建設の中心的支持者

法廷闘争、アメリカ独立戦争期の帝国改革運動……充実した先行研究

⇔奴隷貿易廃止運動及びシエラレオネ植民地建設における彼の関与……解明不十分

○背景……奴隷制廃止運動研究のイギリス国内史偏重傾向

◎本報告の目的

……大英帝国が第一次帝国（北米植民地中心）から第二次帝国（アジア・アフリカ植民地中心）への転換を遂げるまで（概ね1760年代から1820年代にかけて）の期間になされた国内・国外を共に対象とする一連の諸改革を

「国制・帝国統治改革（Constitutional and Imperial Reform）」と定義し、その一環として奴隷制廃止運動を位置付け、シャープの活動を再検討する特に、彼の奴隷制廃止運動、アメリカ独立戦争期の政治活動、シエラレオネ入植計画を一体のものと考察することで、シャープが国内・帝国の区別なく活動していたという主張をする

¹ 1787年5月に奴隷貿易廃止を目標に結成された運動組織。布留川正博『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』有斐閣、2020年、41-64頁。

○奴隷制廃止運動と帝国史とを連関させることの意義

- ・シャープ：彼が国内・帝国一体の視座を保持していたことを解明
- ・奴隷制廃止運動研究：「国制・帝国統治改革」として見ることで初めて全容理解可能に
- ・帝国史研究：イギリス国内史と連動し研究を進めることの重要性を改めて主張

◎本報告の構成

1. 奴隷制廃止運動とシャープに関する先行研究整理、問題点指摘
2. 1770年前後のイングランド国内における奴隷制に対する法廷闘争
(各種裁判記録等を元に法制面から分析)
3. アメリカ独立戦争(1775~1783)期におけるシャープの反奴隷制運動
(彼の「国制・帝国統治改革」ヴィジョン考察)
4. アフリカにおける入植地建設構想
(アメリカ独立戦争後に執筆した二つの入植計画から「国制・帝国統治改革」理想像考察)

●1. 奴隷制廃止運動・シャープ関連研究史整理

○クラークソン (Thomas Clarkson, 1760-1846、奴隷貿易廃止運動メンバー)

『イギリス議会によるアフリカ奴隷貿易廃止の起源、前進、完成の歴史』(1808年)

……キリスト教的人道主義精神こそ奴隷貿易廃止の原動力と主張

○クーブランド (Sir Reginald Coupland, 1884-1952、帝国史研究の泰斗)

『イギリスにおける反奴隷制運動』(1933年)

……奴隷制廃止運動=帝国改良の一環、奴隷制廃止運動家の活動不可欠

○ウィリアムズ (Eric Eustace Williams, 1911-1981、トリニダード・トバコの歴史家、首相)

『資本主義と奴隷制』(1944年)

……奴隷制・奴隷貿易=産業革命の原資→本国で資本主義体制確立後、奴隷制は淘汰

⇒人道主義的解釈 vs 経済的解釈²

◎1780年代~1830年代：「改革の時代 (the age of reform)」という視座

特色：「人道主義 (Humanitarian)」・「自由主義」基調、国内・帝国の別なく活動³

例) バーンズ (Arthur Burns)、イネス (Joanna Innes)

『改革の時代の再考』(2003年)

……改革対象：議会・帝国・「モラル」=国制 (constitution) 全体 (奴隷制廃止運動も⁴)

² 田村理, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程 — 「ウィリアムズ理論」、「モラル資本」論をこえて—」『北大史学』第50号, 2010年, 89-94頁.

³ 稲垣春樹「19世紀前半のイギリス帝国における人道主義と法 —英領ジャマイカを事例として—」『西洋史学』第270号, 2020年, 127-146頁.

⁴ David Turley, 'British Antislavery reassessed', Arthur Burns and Joanna Innes eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003, pp. 182-198

○ブラウン (Christopher Leslie Brown) 『モラル・キャピタル』(2006年)
……アメリカ独立戦争で生じた帝国の「モラル」への疑問→奴隷制が不道德と攻撃対象に⁵

○シャープ研究

……「先駆者」としての評価は概ね一致⇔1780年代以降の活動に関する研究は低調

※例外) ホーア (Prince Hoare, 1755-1834) 『グランヴィル・シャープ伝』(1820年)

・シャープの業績⁶

1 イングランドにおける奴隷制廃止 2 シエラレオネ植民地の建設

3 アメリカ監督派教会 (American Episcopal Church) 設立 4 奴隷貿易廃止

5 イギリス領アメリカ植民地との和解の試み……国内・帝国の垣根なく活動

⇒「国制・帝国統治改革」の視点から、その活動を捉え直す必要性

●2. シャープと奴隷制 —イングランドにおける法廷闘争—

シャープ：1735年、イングランド北部ダラム (Durham) で出生

※父・長兄⁷：ノーサンバーランド大執事 (Archdeacon of Northumberland)、

祖父⁸：ヨーク大主教 (Archbishop of York) という国教会聖職者ジェントリ一族の出身

1758年：ロンドンの陸軍造兵局 (Ordnance Office) 事務書記官として採用

1765年：逃亡奴隷ストロング (Jonathan Strong, 1747?-1773) と遭遇

→1767年：ストロングの元主人ライル (David Lisle)、彼を売却目的で拉致

根拠：「ヨーク＝タルボット奴隷制意見 (Yorke-Talbot slavery opinion)」(1729年)

……当時の法務長官 (Attorney General) ・同次官 (Solicitor General) 両名⁹が提示

「主人は再度彼〔奴隷〕をプランテーションへと連れ戻す権限を法的に主張し得る¹⁰」

⇒これに憤慨、法的実態調査

○イギリス本国における奴隷制を巡る法制度と実態の乖離

・大英帝国の各植民地……黒人奴隷制の発展、現地立法機関による法整備

例) ヴァージニア植民地 1682年植民地議会法

「ヴァージニアに上陸した黒人は、(中略) ……〔基本的に〕奴隷と見なされる¹¹」

⁵ Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, University of North Carolina Press, Chapel Hill, 2006, pp. 155-206, pp. 209-330. 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 101-105頁.

⁶ Prince Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq.*, London, Henry Colburn, 1820, pp. xv-xvi.

⁷ Thomas Sharp (1693-1758). John Sharp (1723-1797).

⁸ John Sharp (1644/5-1714).

⁹ Philip Yorke, 1st Earl of Hardwicke (1690-1764). Charles Talbot, 1st Baron Talbot (1685-1737).

¹⁰ Folarin Shyllon, *Black Slaves in Britain*, London, Oxford University Press, 1974, p. 26

¹¹ Andrew Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, Oxford, Hart Publishing, 2017, pp. 66-69

・本国……奴隷制について規定した法は存在せず⇔奴隷狩り

○ケアンズ (John W. Cairns)

当時のスコットランドに実定法ではなく、社会に容認された慣習として奴隷制存在¹²

……同時代のイングランドにおいても当てはまる

※司法の場：慣習ではなく実際の法（コモン・ロー）に則った裁定

事例 1) 王座法廷 (Court of King's Bench) 首席判事ホルト (Sir John Holt, 1642-1710)

「ニグロ [黒人] はイングランドに入国したら、彼は直ちに自由の身となる¹³」

事例 2) ブラックストン (William Blackstone, 1723-1780) 『イングランド法釈義』

「奴隷もしくはニグロは、彼がイングランドの地を踏んだ時点で

法の保護の下に置かれ、よってそれ以後は自由人となる¹⁴」

○1769年：『奴隷制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』出版

要旨

・イングランドには自発的明文契約に基づく事例を除き、奴隷を正当化する法は存在せず

・コモン・ローは出身や肌の色に関係なく全ての異邦人 (every alien) に適応

・奴隷を令状なしに逮捕⇨法王教の異端審問 (Popish inquisition) = 専制的行為

……実定法、先例、判例等コモン・ローに依拠した理論構築 (キリスト教依拠も) ¹⁵

○1772年：サマセット裁判 (Somerset v Stewart)

……1771年、ヴァージニア出身の逃亡奴隷サマセット (James Somerset, 1741~?)、

元主人スチュワート (Charles Stewart) により身柄拘束

・サマセット側弁護団……イングランドの法は奴隷制を規定していないと主張

事例 1) デーヴィー (William Davy, ?- 1780)

「ヴァージニアの法が、当地において彼らを束縛すると見なせるでしょうか? (中略) ……」

この国において、彼 [国王] は両院の同意と権威なしで法を制定することは出来ません¹⁶。」

……イングランドではウエストミンスター議会制定法でなければ効力無しという論理

事例 2) ハーグリーヴ (Francis Hargrave, 1741?-1821)

……イングランドの雇用契約法は、契約により奴隷となることを認めていないと主張¹⁷

¹² ジョン・W・ケアンズ, 溜箭将之訳「十八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」『法制史研究』第69号, 2020年, 89-101頁.

¹³ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 24

¹⁴ William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, First edition, Oxford, Clarendon Press, 1765, pp. 123

¹⁵ Granville Sharp, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, London, Benjamin White, 1769, pp. 3-7, pp. 34-36, pp. 87-92

¹⁶ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 171

¹⁷ 森建資『雇用関係の生成 イギリス労働関係史序説』木鐸社, 1988年, 319-332頁.

○1772年6月22日：王座法廷首席判事マンスフィールド卿¹⁸の判決

要旨

- ・ 主人が自身の従僕に対して保持する権限の行使は、その場所の法により統制
- ・ 奴隷制は判決や自然法、政治的決定ではなく、「実定法」に拠ってのみ正当化
- ・ これまで主人が奴隷を強制的に国外へ売却することは認められていない

⇒サマセット身柄解放を命じる¹⁹

あくまでもサマセット個人を拘禁から解放⇔奴隷制廃止論者：奴隷解放判決と喧伝

◎小括：コモン・ローに依拠した理論武装・法廷闘争により、一定の成果

●3. アメリカ独立戦争とシャープ — 「国制・帝国統治改革」としての奴隷制廃止—

アメリカ植民地危機……大西洋を跨いだ一大プロパガンダ合戦⇒奴隷制議題に²⁰

植民地議会に対する本国議会の優越、「議会主権」

……シャープ：専制の現れ、「国制」を揺るがす事態

○1774年：『立法府において共有される人民の自然権についての宣言』出版

要旨

- ・ 代表権はイギリス臣民の基本的権利、植民地人も等しく保持
- ・ 立法には、それに拘束される対象全員の同意が必要不可欠

⇒「代表無くして課税」は専制に他ならない²¹

1775年：陸軍造兵局を休職（1777年辞職）⇒著作・ロビー活動に専念

○1776年：立て続けに著書出版……より宗教的色彩を強めた内容に

事例1) 『受動的服従の法、もしくは個人的不正に対するキリスト教徒の屈従』

……キリスト教徒は専制に服従義務無し、従って奴隷は主人に服従義務無し²²

事例2) 『神罰の法』

「速やかなる改革〔奴隷制廃止〕こそ、神罰を免れるために必要²³」

……コモン・ローと『聖書（神の法）』を組み合わせた奴隷制廃止論構築

¹⁸ William Murray, 1st Earl of Mansfield (1705-1793).

¹⁹ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 222-223

²⁰ Brown, *Moral Capital*, pp. 105-153.

²¹ Granville Sharp, *A declaration of the people's natural right to a share in the legislature; which is the fundamental principle of the British constitution of state*, London, B. White, 1774, p. 2, p. 4

²² Granville Sharp, *The law of passive obedience, or Christian submission to personal injuries*, London, 1776, pp. 11.

²³ Granville Sharp, *The law of retribution; or, a serious warning to Great Britain and her colonies, founded on unquestionable examples of God's temporal vengeance against tyrants, slave-holders, and oppressors*, London, B. White, E. and C. Dilly, London, 1776, p. 3

◎奴隷制廃止のみならず、植民地政策・議会改革も一体的に主張

……諸改革実現のため、各界の名士たちと連携

事例 1) イングランド国教会聖職者 (……1779 年:「22 人の主教と面会²⁴⁾)

事例 2) 急進主義者

……1780 年:「国制知識普及協会 (Society for Constitutional Information)」に關与²⁵⁾

○ゾング号事件 (Zong massacre)

……1781 年、ジャマイカ沖の奴隷船で発生した奴隷海上投棄事件

1783 年: 保険金支払いを巡り、船主と保険請負人の裁判 (*Gregson v Gilbert*) に発展

⇒シャープ……保険請負人側に顧問として参加

保険請負人側弁護団: 奴隷投棄は人道にもとる「殺人行為」と糾弾²⁶⁾

同時期: 奴隷制廃止後を見据え、アフリカに解放黒人のための入植地建設を計画

◎小括: 国内・帝国の別なく活動し、奴隷制廃止を含めた国制・帝国統治改革に邁進

●4. アフリカにおける植民地建設構想 — 「覚え書き」、『シエラレオネ入植地素描』—

○1783 年:「アフリカ沿岸に設けられるはずの新しい入植地のための

先の提案に関する覚え書き」(以後、「覚え書き」) 執筆※出版は翌 1784 年

要旨

- ・入植者に対する奴隷保持、土地の独占 (monopoly of land) 厳禁
- ・万人が対等な権利(equal personal right)を保持する共有地 (common land) 設営
- ・公職者は全住民の選挙と同意により選出

(※古代アングロ・サクソンの十人組制度 (Frankpledge) をモデル)

……アフリカに奴隷制を禁じ、平等な権利を保持した入植者たちの自治入植地を構想²⁷⁾

○アメリカ独立戦争における黒人奴隷の動員

黒人忠誠派 (Black Loyalist): 戦争敗北により海外移住→貧民化

1786 年 1 月:「黒人貧民救済委員会 (Committee for the Relief of the Black Poor)」設立

²⁴ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 186-187.

²⁵ George Bernard Owers, 'Common Law Jurisprudence and Ancient Constitutionalism in the Radical thought of John Cartwright, Granville Sharp, and Capel Lofft', *The Historical Journal*, Volume 58, Issue 1, 2015, pp. 51-73

²⁶ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 259, p. 266. 栗原真人「奴隷貿易と海上保険—ゾング号事件とその保険金裁判—」『香川法学』第 38 卷 1・2 号, 2018 年, 119-120 頁.

²⁷ Granville Sharp, 'Being a Memorandum on a late Proposal for a New Settlement to be made on the Coast of Africa...', *An account of the ancient division of the English nation into hundreds and tithings*, London, H. Baldwin, 1783, pp. 263-268

援助受給者増大→5月：スミスマン²⁸によるシエラレオネ入植提案²⁹

○1786年7月：『アフリカ穀物海岸・シエラレオネ周辺に計画された入植地のための、（より良い改善案が提案されるまでの）暫定的諸規則の素描』（以後『シエラレオネ入植地素描』）初版出版（88頁）

要旨

- ・「家長（householder）」100人により構成される「百戸村（hundred）」を編成
- ・「奴隷が入植地の境界内に足を踏み入れたその瞬間から、彼は自由人と見なされる」
- ・土地所有は1人につき最大200エーカー（約80ヘクタール）、公有地確保
- ・「労働」を基盤とする直接税

……3年前に執筆した「覚え書き」をベース、より精緻且つ具体的な形に発展³⁰

○同書第2版：初版から間を置かず同年中に出版（本文と付録加筆、全184頁）

要旨

- ・有給公職者に関する規定
- ・財源確保と交易促進のための会社設立提案
- ・入植地において適時詠唱されるべき祈祷文を詳録

……初版をより精緻に発展、キリスト教信仰を明確に打ち出した内容に³¹

1787年4月：入植者411人出立→翌1778年：生存者130人に激減³²

1787年5月22日：「奴隷貿易廃止運動協会」創設

1788年2月11日：庶民院に奴隷貿易の実態調査のための委員会設置

○同年：『シエラレオネ入植地素描』第3版出版（「序文」加筆、全224頁）

要旨

- ・入植地では「コモン・ローの大原則に矛盾するような制度を導入しない」
- ・「全ての人間は平等に作られている（all men are created equal）」は『聖書』からも明白
- ・奴隷貿易及び植民地での奴隷に対する残虐な刑罰法は今すぐ廃止すべき

……コモン・ローと『聖書』を根拠としたシャープ自身の奴隷制廃止論に重点³³

²⁸ Henry Smeathman (1742-1786).

²⁹ 平田雅博『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』晃洋書房、2004年、72-75頁。

³⁰ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, London, 1786, pp. 5-8, p. 22, pp. 40-49, pp. 56-57

³¹ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Second Edition, London, H. Baldwin, London, 1786, pp. 91-98, pp. 104-110, pp. 112-115, pp. 128-178

³² 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、92頁。

³³ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Third Edition, London, H.

◎『シエラレオネ入植地素描』においてシャープが理想とした入植地社会

……住民自治とキリスト教信仰を基盤とした農村共同体社会

- ・ 奴隷制はコモン・ローと「神の法」に反する制度
- ・ 黒人はイングランド人と平等の存在
- ・ 本国と植民地は独立対等の存在

……シャープが「国制・帝国統治改革運動」の中で目指した理想像が浮き彫りに

※問題点：有給公職者・牧師……「イングランド（白）人」

→入植地の自治を理想としながら、事実上の「本国」・「白人」支配に陥る可能性内包

実際：ほとんど反映されず

●終わりに

◎シャープ：初期はコモン・ローに依拠（第2節）、

中期以降はこれに「神の法」を組み合わせた奴隷制廃止論を構築（第3節）

+議会・植民地統治改革（第3節）、解放黒人の入植地建設（第4節）のため活動

根底……本国・植民地や人種の差異に関係なく、コモン・ローの権利を享受出来るとの理念

⇒「国制・帝国統治改革」を志向

◎「改革の時代」におけるシャープの活動

……国内・帝国の区別なく、理念に関連する分野全てに関心・関与

→奴隷制廃止運動と本国の国制改革、並びに帝国統治改革の相補関係明らかに

⇒イギリス国内史と帝国史の一体的研究の必要性を改めて浮き彫りに

参考文献

●一次史料

Blackstone, William, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, First edition, Oxford, Clarendon Press, 1765.

Lyall, Andrew, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, Oxford, Hart Publishing, 2017.

Sharp, Granville, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, London, Benjamin White, 1769.

Sharp, Granville, *A declaration of the people's natural right to a share in the legislature; which is the fundamental principle of the British constitution of state*, London, B. White, 1774.

Sharp, Granville, *The law of passive obedience, or Christian submission to personal injuries*, London, 1776.

Sharp, Granville, *The law of retribution; or, a serious warning to Great Britain and her colonies, founded on unquestionable examples of God's temporal vengeance against tyrants, slave-holders, and oppressors*, London, B. White, E. and C. Dilly, 1776.

Sharp, Granville, *An account of the ancient division of the English nation into hundreds and tithings*, London, Galabin and Baker, 1784.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, the Second Edition, London, H. Baldwin, 1786.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, the Third Edition, London, H. Baldwin, 1788.

●二次文献

a)書籍

Brown, Christopher Leslie, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 2006.

Burns, Arthur, and Innes, Joanna, eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003.

Clarkson, Thomas, *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment of the Abolition of the African Slave-trade by the British Parliament*, 2 Volumes, London, Longman, Hurst, Rees, and Orme, 1808.

Coupland, Sir Reginald, *The British anti-slavery movement*, the Second Edition, London, Frank Cass & Co. Ltd., 1966.

Hoare, Prince, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq*, London, Henry Colburn, 1820.

Shyllon, Folarin, *Black Slaves in Britain*, London, Oxford University Press, 1974.

Williams, Eric, *Capitalism and Slavery*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1944

(中山毅訳『資本主義と奴隷制』筑摩書房, 2020年.)

平田雅博『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』(晃洋書房、2004年)。

布留川正博『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』(有斐閣, 2020年)。

森建資『雇用関係の生成 イギリス労働関係史序説』(木鐸社, 1988年),

b) 論文

Owers, George Bernard, 'Common Law Jurisprudence and Ancient Constitutionalism in the Radical thought of John Cartwright, Granville Sharp, and Capel Lofft', in *The Historical Journal*, Volume 58, Issue 1, 2015, pp. 51-73

Turley, David, 'British Antislavery reassessed', in Burns, Arthur, and Innes, Joanna, eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003, pp. 182-198

稲垣春樹「19世紀前半のイギリス帝国における人道主義と法 —英領ジャマイカを事例として—」(『西洋史学』第270号, 2020年, 127-146頁.)

栗原真人「奴隷貿易と海上保険 —ゾング号事件とその保険金裁判—」(『香川法学』第38巻1・2号, 2018年, 29~142頁.)

ジョン・W・ケアンズ, 溜箭将之訳「十八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」(『法制史研究』第69号, 2020年, 89-101頁.)

田村理「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程 —「ウィリアムズ理論」、「モラル資本」論をこえて—」(『北大史学』第50号, 2010年, 88-110頁.)

●参考資料 グランヴィル・シャープ、及びシエラレオネ植民地建設関連年表

- 1735年 シャープ、イングランド国教会聖職者の子として出生
- 1758年～ ロンドンの陸軍造兵局 (Ordnance Office) に勤務
- 1765年 逃亡奴隷ストロング (Jonathan Strong) を救護
- 1767年 ストロングが元主人に拉致される事件が発生
- 1769年 奴隷制反対の初著『奴隷制容認に対する表明』出版
- 1772年 サマセット裁判 (*Somerset v Stewart*)
- 1774年 『立法府において共有される人民の自然権についての宣言』出版
- 1775年 アメリカ独立戦争勃発に抗議し、陸軍造兵局を休職 (→1777年辞職)
- 1781年 ゾング号事件 (Zong Massacre) 発生
- 1783年 ゾング号事件、裁判 (*Gregson v Gilbert*) に発展
- 同年 アメリカ独立戦争終結→「黒人忠誠派 (Black Loyalist)」の流入
シャープ、アフリカへの入植地建設を構想 (「覚え書き」)
- 1786年
- 1月 「黒人貧民救済委員会 (Committee for the Relief of the Black Poor)」創設
⇒援助受給者増大、黒人たちの海外植民地への移住構想
- 5月 スミスマン (Henry Smeathman)、委員会にシエラレオネ入植を提案
- 7月3日以降 シャープ『シエラレオネ入植地素描』初版を出版
- 10月 入植者が集まらず船団出発順延
- ~12月末日 シャープ、『シエラレオネ入植地計画素描』第2版を出版
- 1787年 4月8日、総勢411人の入植者シエラレオネへ出立
- 同年 「奴隷貿易廃止運動協会 (Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade)」議長に
- 1788年 シエラレオネ入植地、生存入植者130人にまで激減
- 同年 シャープ、『シエラレオネ入植地計画素描』第3版を出版
- 同年 奴隷貿易廃止請願運動開始
- 1789年 庶民院にて奴隷貿易廃止法案審議開始
- 同年 シエラレオネ入植地、原住民の焼き討ちにより崩壊
- 1791年 「シエラレオネ会社 (Sierra Leone Company)」設立、シャープ、取締役就任
- 1807年 奴隷貿易廃止法 (An Act for the Abolition of the Slave Trade) 成立
- 同年 シエラレオネ入植地、王領植民地 (Crown Colony) に
- 1813年 シャープ、死去

●参考図表

「百戸村」・「民兵隊」組織図

「百戸村」	「民兵隊」
百戸村長 (hundreder) 1 人 (治安判事 (justice of the peace) 兼職)	大尉 (Captain) 1 人
五十人組長 (Chief of fifties) 2 人 (上級治安官 (superior constable) 兼職)	中尉 (Lieutenant) 2 人
タウン書記官 (Town-clerk) 1 人	兵員名簿記載担当士官兼兵站士官 (Muster master and commissary) 1 人
十人組長 (Headborough) 8 人 (治安官 (constable in ordinary) 兼職)	軍曹 (Serjeant) 8 人
十人組副長 (assistant Headborough) 8 人 (治安官補 (constable extraordinary) 兼職)	伍長 (Corporal) 8 人
家長 (householder) 80 人	民兵 (Milites) 80 人
	兵卒 (Private) 200 人 (16 歳以上の家長の子弟・徒弟・年期奉公人)
計 100 人	計 300 人

Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786, p. 5, p. 7 を元に作成